

令和8年度多様な働き方推進事業業務仕様書

1 事業の目的

個人のライフスタイルの多様化やさらなる人手不足等を見据えた働き方改革を推進していくため、県内の中小企業等にアドバイザーを派遣し、柔軟で多様な働き方の必要性や重要性について広く周知・啓発を行うとともに、雇用形態に捉われず、誰もが働きやすい職場づくりを目指し、多様な働き方の制度導入に取り組もうとする中小企業等に対し、セミナーの開催や専門家による個々の課題に合わせた支援を実施する。

2 業務の内容

(1) アドバイザーによる企業訪問

本業務におけるアドバイザーとは、働き方改革を推進するため、県内中小企業等を直接訪問し、柔軟で多様な働き方の必要性・重要性の周知や、各種制度等に係る働きかけなどをを行う者とする。

①アドバイザーの配置及び企業訪問

県内の中小企業等に対し、次のア～ケの制度や事業について、周知及び登録・策定・申請の働きかけ等の支援を行うため、アドバイザーを配置し、企業訪問（新規300社以上）を実施すること。

- ア) かがわ働き方改革推進宣言
- イ) かがわ女性キラサポ宣言
- ウ) 子育て行動計画策定企業認証マーク
- エ) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく一般事業主行動計画
- オ) 次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく一般事業主行動計画
- カ) かがわ働き方改革推進大賞
- キ) かがわ女性キラサポ大賞
- ク) かがわ男性育児休業取得推進大賞
- ケ) 誰もが働きやすい職場環境づくり助成金
- コ) 県の労働関係施策等

※1 企業訪問（新規300社以上）の対象

- ①従業員規模10～100人程度、業種は「卸売業、小売業」「製造業」「建設業」「運輸業」を中心に、地域の偏りなく実施すること。

- ②香川県が運営する就職・転職・インターンシップ支援サイト「ワクサポかがわ」掲載の中小企業等で、ア～ウが未登録の企業

※2 ウ～オについては、常時雇用者数100人以下の県内に本社・本店を置く企業及び団体等を対象とする。

※3 ケについては、当該事業の募集期間に限る。

②各種制度申請・登録支援の目標数

①の業務のうち、次表に示す支援事項1～5について、目標数以上の登録・申請の支援を行うこと。

	支援事項	目標数（社）
1	かがわ働き方改革推進宣言の新規登録	48社（※1）
2	かがわ女性キラサポ宣言の新規登録	33社（※1）
3	子育て行動計画策定企業認証マークの申請	26社（※2）
4	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	17社（※3）
5	次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定	17社（※3）
6	かがわ働き方改革推進大賞の応募	3社
7	かがわ女性キラサポ大賞の応募	3社
8	かがわ男性育児休業取得推進大賞の応募	3社
9	誰もが働きやすい職場環境づくり助成金の申請	5社

※1 上記支援事項1及び2については、アドバイザーの支援により登録がされ、労働政策課ホームページに掲載された企業等が目標数以上であること。

※2 上記支援事項3については、アドバイザーの支援により申請がされ、認証マークの交付を受けた企業等が目標数以上であること。

※3 上記支援事項4及び5については、アドバイザーの支援により香川労働局雇用環境・均等室に届け出た企業等が目標数以上であること。また、一般事業主行動計画を「次世代法・女性活躍推進法一体型」様式で策定した場合は、各法律に基づき、それぞれ策定したものとみなし、以前に策定した一般事業主行動計画の計画期間の満了に伴い、新たな行動計画を策定した場合は、策定実績に含めるものとする。

③企業訪問の際に配布するパンフレットの作成及び配布

①の業務を円滑に行うため、少なくとも次のア～ウの内容を盛り込んだパンフレットを作成し、企業訪問等を実施した際に配布すること。パンフレットの作成にあたっては、色使いや構図等の工夫がされ、見る人の目を引くもので、企業の経営者や人事・労務担当者が分かりやすい内容とすること。

内容 : ア) 多様な働き方を含む働き方改革の概要及び、必要性・重要性
イ) アドバイザーが実施する各種支援の紹介
ウ) 厚生労働省「両立支援等助成金」等の紹介
なお、契約締結後、県の労働関係施策及び厚生労働省「両立支援等助成金」の令和8年度の内容が確定次第、別途協議のうえ、内容を更新すること。

仕様 : A3見開き二つ折り、両面カラー

著作権 : 県に帰属する。

パンフレットの原稿は、別途協議のうえ詳細を決定するものとする。
作成したパンフレットは、アドバイザーが自由に利用することができる。
ただし、県の広報用として、次のとおり納付すること。

納付物：パンフレット 50 部、原稿データ（イラストレータ等）
納付期限：契約締結時に双方協議のうえ決定する。
納付先：香川県商工労働部労働政策課
県が指定するファイル転送システムにより送信すること。

④ポスターの作成及び掲示

①の業務を行うにあたり、アドバイザーの存在を広く周知し、本事業の認知度を高めるため、支援できる内容や県の取組みについてまとめたポスターを作成し、県内各所へ掲示すること。

仕様：B2 片面、カラー
著作権：県に帰属する。
納付物：ポスター 5 部、原稿データ（イラストレータ等）
納付期限：契約締結時に双方協議のうえ決定する。
納付先：香川県商工労働部労働政策課
県が指定するファイル転送システムにより送信すること。

⑤その他

- ア) 契約締結後、速やかに企業訪問計画書（訪問先企業のリスト、スケジュール等）を県に提出すること。
- イ) かがわ働き方改革推進宣言登録企業やかがわ女性キラサボ宣言登録企業、子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業等を訪問し、取組み後に変化したことや、現状と課題、今後の取組み等についてヒアリングを行うとともに、必要に応じてフォローアップを実施するほか、県の労働関係施策等を周知し、積極的な利用を働きかけること。（なお、登録後 3 年以上経過し、その間に訪問実績のない企業等には必ず訪問すること。）
- ウ) 企業等から、働き方改革等に関して、講師派遣等の依頼があれば、県と協議のうえ、適宜対応すること。

（2）多様な働き方推進セミナーの開催

①対象者

香川県内に本店、支店、営業所等を有する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に規定する中小企業等のうち、柔軟で多様な働き方の制度導入を検討する担当者等

②開催方法等

回数：1 回
時間：2 時間以上
時期：6 月から 7 月までの間で、多くの方が参加でき、効果的に開催できる日程を設定し、実施すること。

形式：会場参加、オンライン参加どちらも可能となるハイブリッド形式によるセミナーとすること。

場所：会場は、利便性や地域性などにも配慮して、参加しやすい場所（地域）を選定し、参加定員を踏まえて余裕ある規模とすること。

③参加目標数

100人以上（オンラインでの参加も含める。ただし、半数以上は会場参加とする）

④講師

講師は他県等で多様な働き方等をテーマに講演実績のある人物を選定すること。

⑤内容

ア) 多様な働き方等の必要性・重要性を理解し、正しい知識や導入手法等を習得するために適切なテーマ及び内容を選定し、具体的な提案を行うこと。

なお、内容については、「副業・兼業」「短時間正社員制度」「ハラスメント対策」「介護離職防止」に関するものを含めること。

イ) セミナーは、映像や資料等を使用して効果的に知識等を習得できるよう工夫すること。

ウ) 開催にあたっては、事前に県と協議し、県の了承を得ること。

（3）多様な働き方制度導入の個別支援

①支援対象及び目標数

支援対象は、（2）のセミナーを受講した中小企業等で、多様な働き方制度導入に取り組む意欲のある企業等とし、7社を目標に支援を行うこと。

※今回の提案においては7社を前提とした内容で提案すること。

②選定等

応募企業の受付・取りまとめを行い、事前に県に協議し、選定を行うこと。

③個別支援

支援を実施する企業と十分に日程等を調整しながら、多様な働き方制度導入の取組みを円滑に進めていくよう、フォローアップを行うこと。また、メールや電話での相談には適時対応すること。

ア) 実施回数：企業1社につき3回以上、必ず社会保険労務士を帯同し訪問すること。

イ) 実施方法：原則、現地訪問

ウ) フォローアップを行う者は、社会保険労務士であつて本業務を効果的に遂行できる者を選定すること。

④支援成果の公表

フォローアップ終了後は支援を実施した企業の取組内容や効果について公表すること。

3 事業の実施基準

- (1) 受託事業者は、必要な人員や組織体制を整え、当該事業を実施すること。特に2(1)について、アドバイザーは4名以上配置すること。
- (2) 2(2)及び(3)について、積極的に広報等を行うことにより、目標数に達するよう努めること。
- (3) 2(2)及び(3)について、セミナー及び個別支援終了後、受講者等にアンケートを実施し、結果を取りまとめ、翌月10日までに県に提出すること。
- (4) 委託期間終了後は実績報告書を作成し、県に提出すること。
また、以下の報告書については、翌月10日までに県に提出すること。
 - ① 2(1)について、委託期間中は、企業訪問報告書（毎月）により、企業訪問時の状況・内容について記録し、県に提出すること（2(1)⑤アによる訪問を含む）。
 - ② 2(2)について、セミナー実施の状況・内容について記録した業務報告書を県に提出すること。
 - ③ 2(3)について、個別支援を実施した際は、業務の実施状況を県に報告すること。
- (5) 受託事業者は、業務遂行にあたっては、県と隨時連絡調整を行い、円滑に当該業務が行えるよう進行管理を行うこと。
- (6) 受託事業者は、県の労働関係施策等に係る事業実施について連携を図ること。
- (7) 受託事業者は、県の労働関係施策等に係る広報活動について連携に努めること。
- (8) 受託事業者は、県の労働関係施策等に係る広報活動について、香川県就職・移住支援センター（ワークサポートかがわ）の人材採用コーディネーターと必要に応じて情報共有や連携を図ること。
- (9) その他
 - ①社内規程の整備等について、アドバイザーが、社会保険労務士に相談できる体制をとること。
 - ② 2(1)企業訪問の際には、本来業務で使用する名刺とは別に、当該業務専用の名刺を用

いること。名刺の作成にあたっては、県と協議のうえ、双方の了解を得たものとするこ
と。

③上記業務の他に当該事業の目的を達成するために効果的と考えられる支援メニュー等
の提案があれば行うこと。

4 事業の期間

契約締結日から令和9年3月31日までの間

5 委託金額

11,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

ただし、契約満了時において、(1)(2)について基準数に満たなかったときは、不足1社
あたり、次表に定める金額を委託金額から減額する。

(1) アドバイザーによる各種制度申請・登録支援

	支援事項	基準数	1社当たり	実績料
1	かがわ働き方改革推進宣言の新規登録	48社	5,000円	240,000円
2	かがわ女性キラサポ宣言の新規登録	33社	5,000円	165,000円
3	子育て行動計画策定企業認証マークの申請	26社	7,500円	195,000円
4	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	17社	5,000円	85,000円
5	次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定	17社	5,000円	85,000円
6	かがわ働き方改革推進大賞の応募	3社	10,000円	30,000円
7	かがわ女性キラサポ大賞の応募	3社	10,000円	30,000円
8	かがわ男性育児休業取得推進大賞の応募	3社	10,000円	30,000円
9	誰もが働きやすい職場環境づくり助成金の申請	5社	8,000円	40,000円

※1 基準数の算定は、2(1)②の目標数の算定方法と同様とする。

※2 実績報告にあたっては、策定実績の根拠資料を添付すること。

(2) 個別支援

	支援事項	基準数	1社当たり	実績料
1	多様な働き方制度導入の個別支援	7社	88,000円	616,000円

※1 基準数のうち5社以上は実施すること。なお、7社を超えて実施する場合は、
委託金額の範囲内で調整することとし、事前に県と協議すること。

※2 現地訪問に社会保険労務士が帯同しなかった場合は、1回につき27,500円を委
託金額から減額する。

6 企画提案書の内容

令和8年度多様な働き方推進事業業務企画提案書（以下「企画提案書」という。）は、令和8年度多様な働き方推進事業業務企画競争審査会の審査委員が、具体的なイメージを掴むことができるよう、以下の項目について、例示や図表を活用するなど、できる限り具体的に記載すること。

（1）実施主体

- ①団体名、所在地、組織図、業務の円滑な進行管理ができる体制など
- ②本事業と同種の業務の実施実績、事業を遂行するための技術やノウハウ

（2）事業内容

①2(1)アドバイザーによる企業訪問

- ア) 訪問先企業の選定方法、企業訪問計画の具体的な内容、スケジュール及び実施体制
- イ) 企業訪問した際の働きかけの内容及び方法について、具体的に提案すること。
- ウ) 企業訪問パンフレット
 - i) 内容及びデザイン案
 - ii) 有効な活用方法
- エ) かがわ働き方改革宣言登録企業、かがわ女性キラサポ宣言登録企業、子育て行動計画策定企業認証マーク取得企業、誰もが働きやすい職場環境づくり助成金交付企業等へのヒアリング及びフォローアップ、制度周知等
 - i) 企業訪問計画の具体的な内容、スケジュール及び実施体制
 - ii) フォローアップの方法や、県の労働関係施策等の周知及び積極的な利用の働きかけ
- オ) 進行管理の体制
 - 業務の円滑な進行管理ができる体制や、県との調整、業務実施・報告等のスケジュールについて提案すること。

②2(2)多様な働き方推進セミナーの開催

ア) セミナーの内容

セミナーの内容（テーマ、内容、日程等）及び講師について、具体的に提案すること。

イ) セミナー実施計画

セミナーの実施スケジュール及び実施体制を提案すること。

ウ) 受講者の募集・広報の方法

受講者の募集方法及び効果的に周知するための方法について具体的に提案すること。※2(3)についても含む

③ 2 (3) 多様な働き方制度導入の個別支援

ア) 事業実施計画

事業を実施するための具体的なスケジュール及び具体的な事業計画を提案すること。

イ) 企業の選定方法

企業の選定方法について、具体的に提案すること。

ウ) 個別支援の方法及び実施体制

個別支援の方法（訪問スケジュール、助言・指導の方法等）及び実施体制について、具体的に提案すること。

エ) 取組みの進捗管理及び成果の公表

取組みの進捗管理及び成果の公表の方法について、具体的に提案すること。

(3) 事業経費

提案内容に対し、適切な経費を見積ること。

7 企画提案書作成の留意点

(1) 企画提案書はA4縦置き横書きとし、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

両面表記を原則とするが、既存の資料を添付書類とする際、片面表記である場合は、この限りではない。

(2) 記載内容は、原則企画提案書本体に記載するが、記載事項など様式本体に記載しきれない場合は、別紙により説明すること。この場合、基本的事項を様式自体の項目欄に記載した上で「詳細は別紙を参照」と記載し、当該別紙の右上に「別紙」と記載すること。

(3) 企画提案書は、表紙及び別紙で添付する詳細資料も含め15枚(30ページ)以内とすること。

(4) 企画提案書本体及び別紙をまとめて左肩1か所をホッチキス止めし、表紙を除く企画提案書様式本体と別紙用紙の下中心に、通しでページ番号を記載すること。

(5) 一度提出した企画提案書の差し替え、再提出は認めない。また企画提案書は返却しない。

(6) 企画提案書の作成に関する経費は、応募者の負担とする。

8 注意事項

(1) 受託事業者決定後、協議内容により、採用された企画提案を一部変更することがある。

- (2) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。
県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイディア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (3) 他者の映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や版権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きをとること。
- (4) 本事業に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないように徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。